

要 望 書

平成20年4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が施行された。

これまで、本広域連合及び県内市町村においては地元での説明会や広報誌、パンフレット等を通じ高齢者の方々へ長寿医療制度の周知に努めるとともに円滑な施行開始ができるよう施行準備に努力してきた。

しかしながら、制度が複雑なことに加え、法律に基づく政省令の遅れ、中途での激変緩和措置の新たな導入等もあり、高齢者の方々に制度等に対する十分な理解を得ることができず、また制度開始当初のトラブルも重なり、長寿医療制度に対する国民の不信を招いている。

長寿医療制度に対する国民の理解を得ながら、早期にこの混乱を解消し、低所得者の方を含め国民すべてが同じように医療を受けることができ、安心して生活できる社会の実現を築くことが必要である。

については、次の事項について強く要望する。

記

- 1 国が責任を持って長寿医療制度の周知徹底を図ること。
また、制度の見直し等を行う場合には、わかりやすい制度にするとともに、十分な周知期間等を取り、住民に混乱が起きないようにすること。
さらに、医師会等関係機関に対しても強力に協力要請等を行い、制度の円滑な推進を図ること。
- 2 国の負担割合を高め、低所得者の保険料軽減や個人単位の保険料軽減にあたり世帯所得の非適用等も含め制度を見直しすること。
- 3 健康診査の国庫補助の対象者に制限を加えず、受診者全員を国庫補助対象とすること。
- 4 交付金、負担金等について事前に概算交付するとともに、不足が生じた場合には追加交付または早期に精算交付すること。
- 5 制度の見直し等により標準システムのソフト改修等が必要な場合には、必要経費は全額国庫負担とするとともに、システム情報等について早期に情報提供すること。

平成20年5月

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功